

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年 3 月16日付け大総務人第514号及び同月28日付け大総務人第530号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 2 月 10 日付け大総務人第 441 号により行った公開決定（以下「本件決定 1」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、却下すべきである。

実施機関が、平成 24 年 2 月 27 日付け大総務人第 467 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 1 月 27 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「〇〇区長 A の略歴」を求める旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

また、異議申立人は、平成 24 年 2 月 17 日、同条に基づき、実施機関に対し、「〇〇局長 B の略歴」を求める旨の公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 に係る文書として、「〇〇区長 A の略歴」（以下「本件文書 1」という。）を特定して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。

また、本件請求 2 に係る文書として、「〇〇局長 B の略歴」（以下「本件文書 2」という。）を特定して、当該職員の生年月日並びに学歴欄における年月日及び学歴内容（以下「本件非公開情報」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

「条例第7条第1号に該当

(説明)

公開しないこととした部分の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月27日、本件決定1を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を行い、平成24年3月7日、本件決定2を不服として、実施機関に対して、行服法第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て2」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 実施機関は、〇〇区のホームページ、A区長の日記及びプロフィールを根拠に、条例第7条各号を無視し、生年月日及び学歴を公開している。
- (2) A区長のプロフィールには記載されている学歴（以下「本件学歴」という。）が本件文書1に記載されていないので、追記すること。
- (3) 実施機関としては、現に存在する文書をそのまま特定したというが、ホームページで公表しているから「良」とする行為と矛盾する。A区長は学歴を誇示したいのだから、追加記載すべきである。

2 本件決定2について

- (1) 本件非公開情報が記載された冊子（以下「本件冊子」という。）が福島図書館の行政コーナーにバックナンバーと一緒に開架されている。
- (2) 本件文書1では、本件非公開情報が公開されているのに、本件文書2では非公開とされている。
- (3) (1)のとおり、一度市民の目に触れ、又現在も目に触れ続けている本件非公開情報は公開すべきである。ダブルスタンダードは許されない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

本件文書1については、〇〇区のホームページで公表していることから全部を公開し本件決定1を行った。

また、異議申立人が追記すべきと主張している本件学歴については、大阪市奉職後

に修了したものであり、さらに、略歴とは、おおよその経歴及びそれを記したものである。

実施機関としては、本件請求1に対し、現に存在する本件文書1をそのまま特定したものであり、本件決定1は妥当な判断であると考えている。

2 本件決定2について

大阪市が保有する個人情報の提供依頼があった場合、個人情報保護条例第10条第2項に基づき、本人の同意があった場合に当該情報の提供を行っている。したがって、学歴等の情報提供の依頼があった場合についても、本人同意のうえ情報提供を行っている。

一方、条例第7条各号に個人情報や法人等情報などの非公開情報を列挙しており、条例に基づく情報公開請求に対応している。公文書の公開においては、条例上の実施機関として、同条各号に掲げている個人情報などの非公開情報を除き、公文書の公開を実施している。

よって、本件非公開情報は、個人情報に該当することから非公開の上公開を実施した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関が、本件請求1に係る文書として本件文書1を特定し、本件決定1を行ったのに対して、異議申立人は本件学歴を本件文書1に追記することを求めて本件異議申立て1を行っている。

したがって、本件異議申立て1の争点は、公文書の公開の可否や公文書の存否ではなく、行服法の趣旨に鑑みた、本件異議申立て1の適法性である。

実施機関は、本件文書2について、条例第7条第1号を理由に本件決定2を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定2を取り消し、本件非公開情報を公開すべきで

あるとして争っている。

したがって、本件異議申立て2の争点は、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性である。

3 本件決定1に係る本件異議申立て1の適法性について

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件異議申立て1が、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

当審査会で確認したところ、本件異議申立て1の趣旨は、本件学歴を本件文書1に追記することを求めるというものであり、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。

4 本件決定2について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件非公開情報の条例第7条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、特定の個人の生年月日及び学歴であることから、個人に関する情報であって、条例第7条第1号本文に該当する「個人を識別できる情報」に該当することは明らかである。

(3) 本件非公開情報の条例第7条第1号ただし書該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

イ 当審査会において、実施機関に確認したところ、本件冊子は、本件請求2がなされた当時に大阪市の関連団体の1つであった公益社団法人〇〇が、本件請求2の1年9か月以上前に作成したものであるとのことであった。また、本件非公開情報は、B局長の同意を得た上で、当該法人に提供されており、本件冊子は発行されると、大阪市内に25ある市立図書館に配付しているとのことであった。

市立図書館に本件冊子の保管状況を確認したところ、すべての図書館で最低6か月はバックナンバーとして保管するように決められているものの、その後どの程度の期間保管されているかについては、各図書館の収納スペースにより異なるとのことであった。

以上を踏まえて、本件冊子の発行元、発行時期などを総合的に勘案すると、本件非公開情報は条例第7条第1号ただし書アに該当しているとは認められない。

ウ 本件非公開情報は、公務員の職務の遂行に関する情報にはあたらないことから、条例第7条第1号ただし書ウにも該当せず、その性質上、同号ただし書イにも該当しない。

5 異議申立人のその他の主張について

職員の学歴の公開の可否に関して、本件決定1と本件決定2で実施機関の判断が異なっていることについて、異議申立人は、ダブルスタンダードは許されないと主張している。

しかしながら、第4の1のとおり、本件文書1については、本件学歴が〇〇区のホームページで公表されており、条例第7条第1号ただし書アに該当することから公開しているのに対して、本件非公開情報については、第5の4(3)のとおり、条例第7条第1号ただし書アに該当しないことから非公開としたものであり、実施機関の判断は妥当である。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 86 号 (以下「第 86 号」という。) 及び第 91 号 (以下「第 91 号」という。)

年 月 日	経 過
平成 24 年 3 月 16 日	諮問 (第 86 号)
平成 24 年 3 月 28 日	諮問 (第 91 号)
平成 24 年 5 月 17 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 6 月 15 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 10 月 10 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 10 月 30 日	実施機関理由説明
平成 24 年 11 月 8 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 3 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 6 月 7 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 7 月 19 日	審議 (答申案)
平成 25 年 8 月 19 日	審議 (答申案)
平成 25 年 9 月 5 日	審議 (答申案)
平成 25 年 10 月 1 日	答申